

令和5年度
事業計画書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

公益財団法人大分県市町村振興協会

令和5年度事業計画

本協会は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ等宝くじ及びハロウィンジャンボ等宝くじ)の収益金を活用して、大分県内の市町村に財政的な支援を実施しており、その公益性が認められ、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行した。

本年度も、公益財団法人としての責務に応え、大分県内の市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資することを目的に、市町村の財政支援となる貸付事業や行政事務を担う市町村職員の人材育成となる研修事業等の各種の事業を、積極的かつ効果的に実施する。

I. 市町村振興支援事業(公益目的事業会計)

1. 資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

※市町村が緊急に実施を要する事業の災害関連事業及び施設等整備事業を対象に貸付を行う。国の財政融資資金以下の利率設定により、低コストでの地域の社会資本整備と住民サービスの充実を図る。

(1) 長期貸付

貸付枠	28億円以内
償還期限	12年(うち元金据置期間2年) 半年賦元金均等償還
貸付日	令和6年3月29日(金)
貸付利率	全国市町村振興協会が地方協会に資金を貸付する際の同一償還期限の貸付利率(財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から0.3%を減じた率。ただし、当該貸付利率が年0.3%以上0.7%未満の場合は、年0.3%とし、当該貸付利率が年0.3%未満の場合は、当該貸付利率と同率とする。なお、同資金の貸付利率が年0.11%未満の場合には、上記に関わらず、年0.11%とする。)
対象事業	貸付細則に掲げる事業で、市町村が緊急に実施を必要とする災害関連事業(資金に余裕があればその他の事業も対象とする)のうち、令和5年度地方債に係る同意等を受けることが確実と見込まれる事業とする。

(2) 短期貸付

貸付枠	3億円以内
償還期限	令和5年度内(元金と利息を一括償還)
貸付日	必要に応じて随時
貸付利率	全国市町村振興協会が地方協会に資金を貸付する際の同一償還期限の貸付利率(ただし、災害救助法第2条第1項の適用を受けた市町村に対しては、無利子とする。)
対象事業	貸付細則に掲げる事業で、市町村が緊急に実施を必要とする災害関連事業に一時借入金として貸付を行う。

(参考) 長期貸付収支見込

(収入)	(支出)
サマージャンボ等交付金 345,620,000円	全国協会納付金 34,562,000円
長期貸付償還金 2,215,610,000円	長期貸付金 2,800,000,000円
全国協会借入金 0円	全国協会借入金返済 200,000,000円
貸付金利息 14,820,000円	全国協会借入金利息 1,025,000円

(参考) 令和5年度末基金等残高見込

現金預金	211,822,666円
資金貸付事業等基金(基金積立資産(指定))	1,667,075,179円
災害支援事業等基金(基金積立資産(一般))	1,000,000,000円

2. 市町村振興宝くじ交付金交付事業(定款第4条第1項第2号)

予算額

- (1) サマージャンボ等宝くじに係る交付金を各市町村に交付 150,000千円
交付額は各市町村(令和5年4月1日現在の市町村数)に均等(通常)50,000千円
に配分する均等割30%と市町村の人口数(直近の国勢調査の(特例)100,000千円
確定値の人口数)に応じて配分する人口割70%で算出した額 ※基金を取崩
とする。

※ サマージャンボ等宝くじの発売趣旨に則り、市町村が行う公共事業や公益の増進を目的とする地方財政法第32条に定める事業の財源として活用できるよう各市町村に交付する。

- (2) ハロウィンジャンボ等宝くじに係る交付金を各市町村に交付 240,817千円
交付額は各市町村(令和5年4月1日現在の市町村数)に均等
に配分する均等割30%と市町村の人口数(直近の国勢調査の
確定値の人口数)に応じて配分する人口割70%で算出した額
とする。

※ ハロウィンジャンボ等宝くじの発売趣旨に則り、市町村が行う公共事業や公益の増進を目的とする地方財政法第32条に定める事業の財源として活用できるよう各市町村に交付する。

3. 市町村振興に係る助成事業(定款第4条第1項第3号) 予算額

(1) 市町村職員の研修事業への助成

① 本協会が定める研修機関及び法人が開催する研修への派遣に係る経費を各市町村に対して助成 27,720千円 ※基金を取崩

② 公益財団法人大分県自治人材育成センターに対して運営経費を助成 75,405千円 ※基金を取崩

※ 社会情勢の変化と住民の要望に対応できる市町村職員の育成支援を行う。

(2) 市町村が共同で組織した団体への助成

① 市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会に対して運営費及び研修費を助成 (運営費) 9,000千円 ※研修費は基金を取崩
(研修費) 8,600千円

② 市長会及び町村会に対して一般財団法人地域活性化センターへの市町村年会費の負担を助成 2,240千円

※ 基礎自治体である市町村が必要とする団体に助成することで住民福祉の向上を図る。

4. 災害等が発生した市町村への助成事業(定款第4条第1項第4号) 予算額

(1) 市町村災害支援金の交付

災害発生により災害救助法第2条第1項の適用を受けた市町村に対して支援金として100万円を交付 20,000千円 ※基金を取崩

※ 大規模な自然災害が発生した場合に、市町村の復旧対策の促進のため支援金を交付する。災害の実情によっては予算額を補正し、災害支援金として定める額を超えて助成する。

5. 市町村振興に係る情報提供事業(定款第4条第1項第5号) 予算額

(1) 「大分県市町村ハンドブック」を発行 (年1回500部) 892千円

(2) 「市町村財政のすがた」を作成 (年1回HP掲載)

※ 市町村自治の振興に寄与することを目的に情報誌を発行、作成する。

6. 市町村振興宝くじの販売促進の広報活動 予算額

(1) サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ等の販売促進に係る広報活動 3,387千円

※ 大分県内における宝くじ販売額は本協会への交付金額に影響するため、県内バス車内でポスター掲示を行う。また、県内市町村に対し、庁舎内や関係機関でのポスター掲示及び販売内容等の広報誌掲載を依頼し販売促進を図る。

※ インターネット販売PRを推進する。

Ⅱ. 管理・運営(法人会計)

1. 諸会議の開催

(1) 理事会

本協会の運営に関する事項について審議・決定するため次のとおり理事会を開催する。

令和5年5月 令和4年度の事業報告及び決算報告等について

令和6年2月 令和6年度の事業計画及び予算等について

(2) 評議員会

定款に定めた評議員会に属する事項について審議・決定するため次のとおり評議員会を開催する。

令和5年5月 令和4年度の事業報告及び決算報告等について

令和6年2月 令和6年度の事業計画及び予算等について

(3) 監事会

法令に基づき監査を実施する。

令和5年4月 令和4年度の事業報告及び決算報告について

2. その他

予算額

(1) 全国市町村振興協会へ会費を納付

34,562千円

大分県から交付されるサマージャンボ等宝くじに係る交付金の10%を、全国市町村振興協会へ会費として納付する。

(2) 情報公開

57千円

公益財団法人として積極的な情報公開に努めるため、事業の内容や決算の状況を公開するホームページを管理運営する。